

ヲ停止シ又ハ取消スコトヲ得
附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

皇室典範増補案

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ皇族會議及樞

密院ノ議ニ付セラレムコトヲ請フ

明治四十年一月二十五日

内閣總理大臣侯爵西園寺公望

天祐ヲ享有シタル我カ日本帝國皇家ノ
成典ハ祖宗ノ洪範ヲ紹述シテ敢テ違フ
コトアルナシ而シテ人文ノ發展ハ寰宇
ノ進運ニ隨ヒ制度ノ燦備ハ條章ノ増廣
ヲ必トス是ノ時ニ當リ朕ハ祖宗ノ丕基
ヲ永遠ニ鞏固ニスル所以ノ良圖ヲ惟ヒ
且憲章ニ由テ以テ皇族ノ分義ヲ昭カニセ
ムコトヲ欲シ茲ニ皇族會議及樞密顧問
ノ諮詢ヲ經テ皇室典範増補ヲ裁定シ朕
カ子孫及臣民ヲシテ之ニ率由シテ愆ル

コトナキヲ期セシム

御名 御璽

年月日

國務各大臣宮内大臣副署

皇室典範増補

第一條 王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セシムルコトアルヘシ

第二條 王ハ勅許ニ依リ華族ノ家督相續人トナリ又ハ家督相續ノ目的ヲ以テ華族ノ養子トナルコトヲ得

第三條 前二條ニ依リ臣籍ニ入リタル者ノ妻直系卑屬及具ノ妻ハ具ノ家ニ入ル但シ他ノ皇族ニ嫁シタル女子及

其ノ直系卑屬ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 特權ヲ剝奪セラレタル皇族ハ
勅旨ニ由リ臣籍ニ降スコトアルヘシ
前項ニ依リ臣籍ニ降サレタル者ノ妻
ハ其ノ家ニ入ル

第五條 第一條第二條第四條ノ場合ニ
於テハ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ
經ヘシ

第六條 皇族ノ臣籍ニ入リタル者ハ皇
族ニ復スルコトヲ得ス

第七條 皇族ノ身位其ノ他ノ權義ニ關
スル規程ハ此ノ典範ニ定メタルモノ
ノ外別ニ之ヲ定ム

皇族ト人民トニ涉ル事項ニシテ各適
用スヘキ法規ヲ異ニスルトキハ前項
ノ規程ニ依ル

第八條 法律命令中皇族ニ適用スヘキ
モノトシタル規定ハ此ノ典範又ハ之
ニ基キ發スル規則ニ別段ノ條規ナ
キトキニ限り之ヲ適用ス

統監府及理事廳官制中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラ
レムコトヲ請フ

明治四十年一月二十九日

内閣總理大臣侯爵西園寺公望印